

大阪府母校応援ふるさと納税(大阪教育ゆめ基金) よくあるご質問①

<システム>

Q1 こどもの通う学校に寄附したいのですが、私の母校ではありません。「母校応援」とありますが、寄附できないのですか？

A 「母校応援」は愛称のようなもので、他府県の方はもちろん、大阪府民の方もどなたでも応援したい学校へ寄附することが可能です。

Q2 母校応援ふるさと納税は、大阪府のホームページ以外から申込できないのですか。

A 2025年9月現在、大阪府行政オンラインシステム以外から申込はできません。

Q3 カード決済で手数料はかからないのですか？

A 寄附者に対する決済手数料の負担はありません。寄附金額の3%を大阪府が事務手数料として徴収し、その中から決済会社に手数料を支払います。

Q4 寄附すると名前が公表されるのですか？

A 寄附者名の公表 / 非公表は、寄附申込時に選択が可能です。

<自治体へのふるさと納税との関連>

Q5 自治体へのふるさと納税はお礼の品がもらえたりしますが、母校応援ふるさと納税ではお礼の品をもらえるのですか？

A 母校応援ふるさと納税では、学校が寄附者にお礼の品を送ることを、制度上禁止になっています。ご了承願います。

Q6 自治体へのふるさと納税だと、自分が住んでいる自治体への寄附は意味が無いと聞いたことがあります。母校応援～は大阪府・市に住んでいても活用できる制度なのですか？

A 自治体へのふるさと納税では、居住地のある自治体への寄附はお礼の品が受け取れませんが、税金の軽減はあります。母校応援～はもともとお礼の品がありません。寄附をとおして母校等へ応援でき、その分税金を軽減できるという意味で活用頂けます。

大阪府母校応援ふるさと納税(大阪教育ゆめ基金) よくあるご質問②

<自治体へのふるさと納税との関連>

Q7 自治体へのふるさと納税と母校応援ふるさと納税の控除上限額はそれぞれ別ですか？それとも共有ですか？

A 共有になります。例えば年間の控除上限額が100,000円だった場合、自治体へのふるさと納税をすでに40,000円おこなっている場合、母校応援ふるさと納税は60,000円が上限となります。

Q8 自治体へのふるさと納税のポータルサイト(さとふる、ふるなびなど)で出てくる高等学校への寄附と、この制度とは異なるのですか？

A 異なります。母校応援ふるさと納税制度では、大阪府が寄附金を管理するため、寄附金の透明性が確保されます。また、寄附金受入業務を大阪府が担うことで高等学校の負担も軽減されます。ポータルサイト経由の寄附では、高等学校が直接寄附金を扱うため、寄附金の透明性が確保されず、学校の業務負担も大きくなります。

<自己負担額>

Q9 ふるさと納税の名前を聞いたことはありますが、実際にやったことはありません。自己負担2,000円とはどういう意味ですか？

A 寄附した金額から2,000円を引いた額が、翌年度の住民税および今年度の所得税から控除されます(※ワンストップ特例の場合は全額住民税)。例えば20,000円を寄附した場合、18,000円が控除されます。

Q10 1年に何回申し込んでも自己負担は2,000円ですか？自治体へのふるさと納税も行っている場合でも自己負担は2,000円でしょうか？

A 母校応援ふるさと納税も、自治体へのふるさと納税も合わせて年間自己負担2,000円です。何回申し込んでも変わりません。

Q11 控除上限額を超えて寄附した場合、どうなるのですか？

A 控除上限額を超えた場合、超過分は控除されません。例えば、控除上限額が3万円の方が、5万円寄附した場合、超過2万円(2,000円部分を含む)が自己負担となります。

Q12 控除上限額はどうやってわかるのですか？

A 控除上限額は給与収入および家族構成等で変わります。総務省ポータルサイトで目安をご確認ください。

ポータルサイト
こちらから↓

